

豊川市監査公表第24号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月15日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象団体

社会福祉法人 豊川市社会福祉協議会
(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

(2) 所管部署

福祉部福祉課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

平成29年度社会福祉法人 豊川市社会福祉協議会会計
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(2) 所管部署

平成29年度一般会計
(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

平成30年6月22日～平成30年8月9日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続き等について
- ウ 対象事業等の執行について

- エ 公の施設の指定管理の目的、内容について
- オ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- カ 協定内容の履行について
- キ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 公の施設の指定管理の目的、内容について
- オ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- カ 協定内容の履行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【社会福祉法人 豊川市社会福祉協議会】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

(2) 意見

当該協議会の運営について、定められた規程等を遵守し、適切なリスク管理のできる体制の構築に努められたい。

【福祉部福祉課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

指定管理基本協定書に添付してある附属備品一覧において、既に廃止された備品が記載されており、附属備品一覧の更新手続きがされていなかったため、改善されたい。